

万が一のときローン残高を保障。

プレミアム団信
スマート団信

もしもの時に安心をプラス。
充実の保障プランで
あなたとお家を支えます。

Premium & Smart

プレミアム団信



Premium
Danshin

もしもの時にプラスの安心を!

ローンの返済は長期にわたって続くもの。その間には、病気など万が一の出来事による収入ダウンのリスクが伴います。愛媛銀行では、お客さまが安心してローンをお借入れいただけるよう手厚い保障をご用意しています。

がん保障プラン

- がん(悪性新生物)と診断されたら

ローン残高が **0円**に。

8疾病保障プラン

- 初めてがんに診断されたら
- 脳卒中・急性心筋梗塞により
60日以上所定の状態が継続したら
- 5つの重度慢性疾患^{※1}による
就業不能が12か月を超えたら

※1:高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺炎

ローン残高をお支払いします。

全疾病保障プラン

- 上記8疾病保障に加え、
8疾病以外のすべての病気・ケガに
より就業不能状態となった場合

ローン返済額を
最長「12か月分」お支払いします。

- 就業不能状態が12か月を超えると

ローン残高をお支払いします。

一般団体信用生命保険 (いずれの保障プランにも付帯します)

- 死亡または所定の高度障害状態に
なられた場合

ローン残高をお支払いします。

がん保障プラン

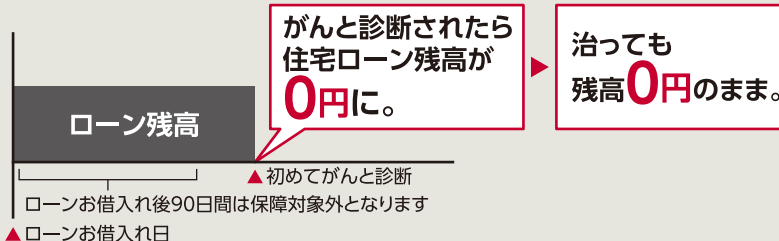
初期のがん(悪性新生物)でも住宅ローン残高は0円に。

がん(悪性新生物)と診断されたら、進行程度にかかわらず、診断給付金が支払われ、住宅ローン残高が0円になります。

もちろん

治った後も住宅ローンのご返済は不要です。

診断給付金が支払われた後に、病気が完治した場合も、診断給付金をお返しいただく必要はありません。



がん保障プランは年0.1%、通常の住宅ローン金利に上乗せとなります。

8疾病保障プラン

※8疾病とは、3大疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞)+5つの重度慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎)のことをいいます。

| | | | |
|------------------|---|--|-------------------------|
| 3大疾病 | がん 生まれて初めてがん罹患し、診断確定されたら | 脳卒中・急性心筋梗塞 により60日以上所定の状態が継続したと診断されたら | 住宅ローン残高をお支払いします。 |
| 5つの重度慢性疾患 | 高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎 による就業不能が12か月を超えて継続したら | | |

8疾病保障プランは年0.2%、通常の住宅ローン金利に上乗せとなります。

全疾病保障プラン

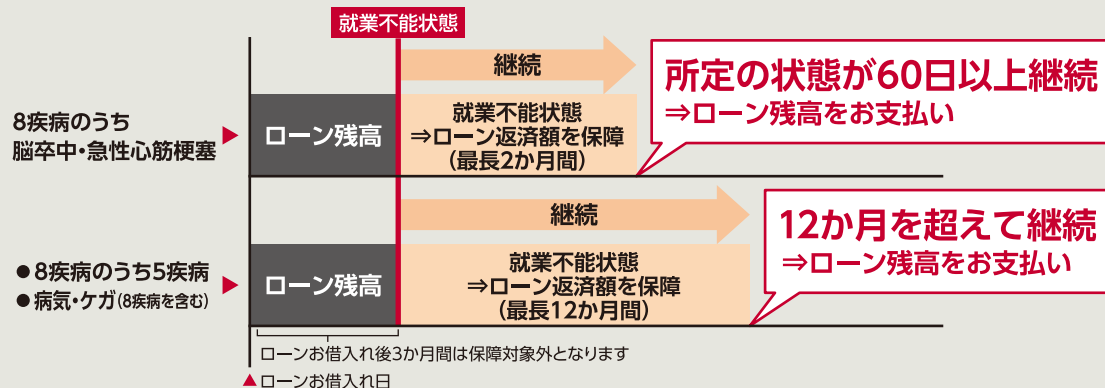
※全疾病保障プランとは、「8疾病保障」+「すべての疾病・傷害保障」のことをいいます。

すべての疾病・傷害保障

上記8疾病保障に加え、8疾病以外のすべての病気・ケガにより就業不能状態となった場合、月々のローン返済額を最長「12か月」分お支払いします。

※精神障害など一部保障対象外となるものがあります。

その後 就業不能状態が12か月を超えると住宅ローン残高をお支払いします。



※保険金・診断給付金のお支払いには制限条件があります。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。
※本住宅ローンでご利用いただく保険の引受保険会社はプラン概要にてご確認ください。保険内容についてご不明な点については「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

全疾病保障プランは年0.3%、通常の住宅ローン金利に上乗せとなります。

一般団体信用生命保険 (いずれの保障プラン) にも付帯します。死亡・所定の高度障害状態になられた場合、住宅ローン残高相当額が『保険金』として支払われ、返済に充当されます。

スマート団信



万が一のときローン残高が保障されます。
がんを含むすべての病気やケガに対応する
「全疾病保障」付団体信用生命保険

全疾病保障付団信

●がんを含む8疾病^{*1}による
就業不能になったら

- ①月々のローン返済額をお支払いします。
(免責期間なし)
- ②就業不能状態が12か月継続したら
ローン残高をお支払いします。

●8疾病以外の
すべての病気やケガ^{*2}による
就業不能になったら

- ①月々のローン返済額をお支払いします。
(3か月免責あり)
- ②就業不能状態が24か月継続したら
ローン残高をお支払いします。



一般団信・ワイド団信

※「ワイド団信」は、健康上の理由で通常の団信にご加入いただけない場合、保険会社より加入のご案内をさせていただく商品です。

●死亡または所定の
高度障害状態に該当したら

ローン残高をお支払いします。

●医師の診断をもとに
保険会社により
余命6か月以内または
重度のがんと判断されたら

ローン残高をお支払いします。

※1:がん、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎。

※2:精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます。

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

全疾病保障付団信

(一般団信に全疾病保障をプラス)

就業不能保障特約

病気やケガにより就業不能状態になった場合、月々のローン返済分をお支払いします。

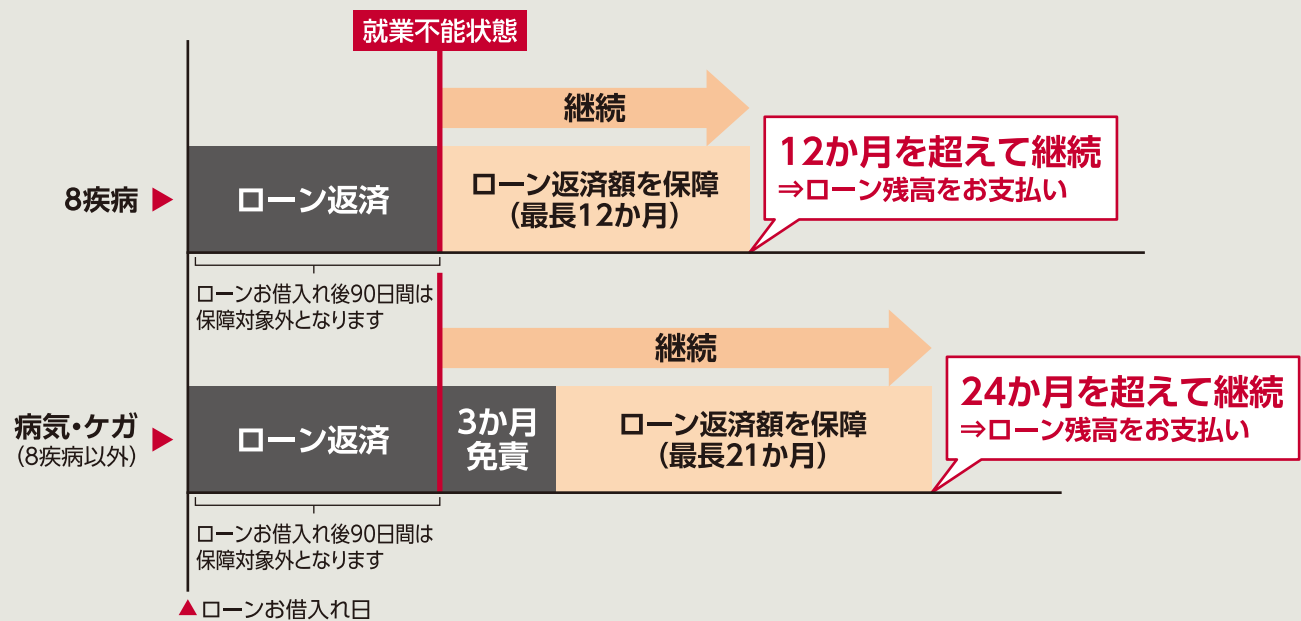
保障開始日以降に病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローン返済日が到来した場合、月々のローン返済額を保険金(就業不能保険金)としてお支払いします。

※ローン期間を通算して36か月分までお支払いします。

※ボーナス返済月については、ボーナス返済額と月々の返済額となります。

その後 就業不能状態が続くとローン残高をお支払いします。

保障開始日以降の病気やケガによる就業不能状態が所定の期間を超えて継続した場合、その時点のローン残高相当額を保険金(債務繰上返済支援保険金)としてお支払いします。



8疾病

3大疾病

- がん(悪性新生物)
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中

重度慢性疾患

- 高血圧症
- 糖尿病
- 慢性腎不全
- 肝硬変
- 慢性膵炎

※保障開始日は、ローンお借入日から91日目です。それまでに就業不能状態となった場合は原因を問わずお支払いの対象外です。

※精神障害、正常な妊娠・出産、むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。

※上皮内がん、大腸の粘膜内がん等は悪性新生物に含みません。

※就業不能状態とは、病気・ケガの治療のため、入院しているか医師の指示により自宅等において療養していることをいいます。

※同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続して計算します。

一般団信・ワイド団信

団体信用生命保険

死亡または所定の高度障害状態になった場合、ローン残高をお支払いします。

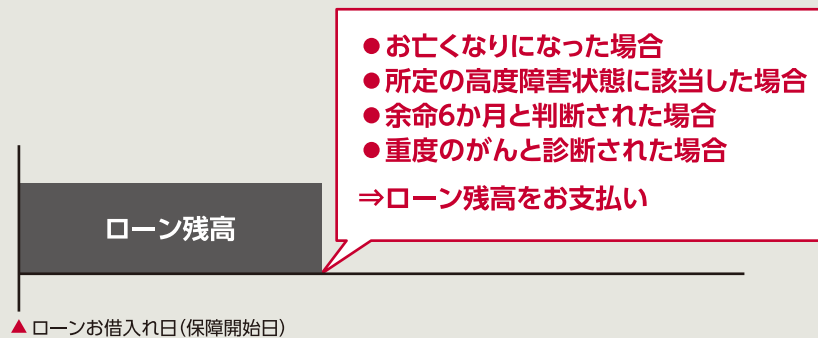
保障開始日以降に、死亡または所定の高度障害状態になった場合、その時点のローン残高相当額を保険金としてお支払いします。

リビングニース特約・重度がん保険金前払特約

余命6か月以内または重度のがんと判断された場合、ローン残高をお支払いします。

保障開始日以降に、医師の診断をもとに保険会社に余命6か月以内と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。

保障開始日以降に、医師の診断をもとに保険会社に重度のがん（標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったなど）と判断された場合、その時点のローン残高相当額を保険金としてお支払いします。



ワイド団信は年0.3%、通常の住宅ローン金利に上乗せとなります。

(参考)就業不能状態の事例

事例①

脳卒中

(37歳 女性)

脳卒中(脳梗塞)で倒れ救急搬送後、3か月間入院。
右半身の手足に力が入らない片麻痺(半身不随)の
後遺症が残り、自力で歩行や食事が出来ない状態に。
退院後も9か月間、医師の指示により自宅で療養
している。

事例②

交通事故により脊髄損傷

(31歳 男性)

交通事故により脊髄損傷し、7か月間入院。
外出には常時2本杖と介助が必要で段差の昇降も
できない状態に。
退院後も回復の見込みがなく、17か月間、治療のため
医師の指示により自宅で療養している。

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

プレミアム団信のご説明

| 保障内容 項目 | 全疾病保障プラン | | | |
|------------|---|---|--|---|
| | 8疾病保障プラン | | | すべての疾病・ 傷害保障 |
| | がん保障プラン | 脳卒中・急性心筋梗塞保障 | 5つの重度慢性疾患保障 | |
| 保険正式名称 | 団体信用生命保険特定疾病保障特約II型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。 | 急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約 付帯就業不能信用費用保険 | 重度慢性疾患のみ保障特約・債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険 | 特定疾病および重度慢性疾患保障対象外特約・債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ●申込時満18歳以上～満50歳以下のお客さま。 ●ローン完済時年齢満81歳以下のお客さま。 ●がん(悪性新生物)に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ●ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。 | | | |
| 保障内容 | <p>特約の責任開始日以降、生まれて初めてがん(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※「上皮内新生物(上皮内がん)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(がん)」には、大腸の粘膜内がん、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤がんを含みます。</p> <p>※対象となるがんの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p> | <p>【保険金】 保障の開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業できない状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長2か月(保障期間を通過して36か月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として愛媛銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。</p> <p>※就業できない(就業不能)状態とは、入院をしている、あるいは、医師の指示により自宅療養をして、いかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p> <p>【診断給付金】 保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が診断給付金として愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※所定の状態については、「被保険者のしおり」にてご確認ください。</p> | <p>【保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)により就業できない状態となり、ローンの返済日が到来した場合、最長12か月(保障期間を通過して36か月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から12か月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。</p> <p>※就業できない(就業不能)状態とは、入院をしている、あるいは、医師の指示により自宅療養をして、いかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p> | <p>【保険金】 保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)以外のすべての病気やケガにより就業できない状態となり、ローンの返済日が到来した場合、最長12か月(保障期間を通過して36か月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、8疾病以外のすべての病気やケガにより就業できない状態となり、その日から12か月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。</p> <p>※就業できない(就業不能)状態とは、入院をしている、あるいは、医師の指示により自宅療養をして、いかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p> |
| 保障期間 | ローンご契約期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください。) | | | |
| 保障の開始日 | <ul style="list-style-type: none"> ●ローンお借入れ日より91日目。 ●ローンお借入れ日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 <p>※責任開始日の前に罹患したがんについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●ローンお借入れ日から3か月を経過した日の翌日。 ●ローンお借入れ日から3か月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 <p>※ローンお借入れ日前の発病・受傷、および保障の開始日の前に発生した就業不能状態については【保険金】【債務繰上返済支援保険金】をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については【診断給付金】をお支払いしません。</p> | | |
| 保障が終了する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●満81才のお誕生日に到達したとき ●ローンのご契約者でなくなったとき | <ul style="list-style-type: none"> ●満81才のお誕生日に到達したとき ●ローンのご契約者でなくなったとき ●所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき | | |
| 引受保険会社 | カーディフ生命保険株式会社 | カーディフ損害保険株式会社 | | |

重要事項のご説明について 詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、「8疾病保障プラン」、「全疾病保障プラン」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載のそれぞれの問い合わせ先へご連絡ください。

ご注意ください

- ①「がん保障プラン」「8疾病保障プラン」「全疾病保障プラン」は、申込書兼告知書兼同意書にご記入いただくことで、住宅ローン契約時にご加入いただけます。(ただし、お申込み金額が5,000万円を超える場合は「診断書」等をご提出いただけます。)告知をいただいた内容により、ご加入になれない場合もあります。
- ②ここでの「がん保障プラン」「8疾病保障プラン」「全疾病保障プラン」に関する説明は、愛媛銀行が保険契約者としての立場からローンをご利用になるお客さまの便宜のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

スマート団信のご説明

| 項目 | 全疾病保障付団信 | | | |
|-----------|---|--|--|---|
| | 一般団信 ワイド団信 | | 全疾病保障付団信 | |
| 保険正式名称 | 団体信用生命保険 リビングニーズ特約 | 団体信用生命保険 重度がん保険金 前払特約 | 団体信用生命保険 就業不能保障特約 | |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ●お借入れされるローンによって、ご加入時の年齢および完済時の年齢に所定の制限があります。 ●ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について専用WEBサイトまたは書面により告知いたします。 ●告知の内容により、保険会社がお断りすることがあります。 | | | |
| 保障内容 | <p>【リビングニーズ特約保険金】 被保険者が保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6か月以内と判断された場合、ローン契約の債務残高相当額が愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> | <p>【重度がん保険金前払特約保険金】 被保険者が保険期間中に医師または歯科医師によってがんと診断確定され、標準的な治療の指針にもとづく治療を全て受けたが効果がなかったなどと保険会社により判断された場合、ローン契約の債務残高相当額が愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p><small>※対象となるがんの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</small></p> | <p>特定疾病および 重度慢性疾患の場合</p> <p>【就業不能保険金】 責任開始日以後の特定疾病および重度慢性疾患により、待機期間満了日の翌日以降に就業不能状態となり、その状態が継続し、てん補期間中(12か月間)のローン返済日が到来した場合、ローン契約の予定返済額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】 責任開始日以後の特定疾病および重度慢性疾患により、待機期間満了日の翌日以降に就業不能状態となり、12か月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合、ローン契約の債務残高相当額が愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p><small>※就業できない(就業不能)状態とは、入院をしている、あるいは、医師の指示により自宅療養しており病院または診療所への通院等の最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。</small></p> <p><small>※対象となる特定疾病および重度慢性疾患の定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</small></p> | <p>特定疾病および重度 慢性疾患以外の場合</p> <p>【就業不能保険金】 責任開始日以後の特定疾病および重度慢性疾患以外の全ての傷害または疾病により、待機期間満了日の翌日以降に就業不能状態となり、その状態が3か月を超えて継続し、てん補期間中(21か月間)のローン返済日が到来した場合、ローン契約の予定返済額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】 責任開始日以後の特定疾病および重度慢性疾患以外の全ての傷害または疾病により、待機期間満了日の翌日以降に就業不能状態となり、24か月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合、ローン契約の債務残高相当額が愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p><small>※就業できない(就業不能)状態とは、入院をしている、あるいは、医師の指示により自宅療養しており病院または診療所への通院等の最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。</small></p> |
| 保障期間 | ローン契約期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください。) | | | |
| 保障の開始日 | ローンお借入日より。 | ローンお借入日から90日間(待機期間)を経過した日の翌日。 | | |
| 保障が終了する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●ローンの終了 ●所定の年齢になったとき。 ●死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金、重度がん保険金前払特約保険金または債務繰上返済支援保険金が支払われた場合。 | | | |
| 引受保険会社 | SBI生命保険株式会社 | | | |

重要事項のご説明について 詳しい保障内容や保険金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益になる事項の説明については「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」[注意喚起情報]で必ずご確認ください。

ご注意ください

- ①「一般団信」「ワイド団信」「全疾病保障付団信」は、契約申込書兼告知書兼同意書にご記入いただくことで、ローン契約時にご加入いただけます。(ただし、契約されるローンがアパートローン等でお申込み金額が1億円を超える場合は「診断書」等をご提出いただけます。)告知をいただいた内容により、ご加入にならない場合もあります。
- ②「一般団信」「ワイド団信」「全疾病保障付団信」についての説明は、愛媛銀行が保険契約者である一般社団法人全国団信推進協会の加盟行としての立場からローンをご利用になるお客様の便宜のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。